

平成28年度第4回亀山市総合教育会議 会議録

日 時 平成29年1月18日(水) 11時15分から12時00分まで

場 所 市役所本庁舎3階理事者控室

出席者

(市長)

櫻井 義之

(教育委員会)

教育長

服部 裕

委員

井上 恭司

委員

大萱 宗靖

委員

太田 淳子

委員

宮村 由久

(事務局)

教育次長

大澤 哲也

企画政策室長

豊田 達也

文化振興局長

嶋村 明彦

教育総務室長

原田 和伸

教育研究室副室長

小坂 みゆき

議 事

- 1 市長あいさつ
- 2 亀山市いじめ問題対策連絡協議会の設置等について（協議）
- 3 亀山市教育大綱（案）について（報告）
- 4 その他

開会

事務局

皆さん、おはようございます。
本日はご多忙中にもかかわらず、ご参集いただきありがとうございます。

1. 市長あいさつ

事務局

それでは、事項書に沿って議事を進行させていただきます。
まず、「事項1 市長のあいさつ」でございます。市長よろしくお願いたします。

市長

本年もよろしくお願いたします。
教育長並びに教育委員の皆様、本日は公務ご多忙の中にも関わらず、本年度第4回目の総合教育会議にご参集いただきありがとうございます。
本日の総合教育会議につきましては、これまでの総合教育会議と異なり、初めて教育委員会からの要請により開催する会議となります。
議事につきましても、亀山市いじめ問題対策連絡協議会の設置等についての協議をはじめ、この制度のきっかけともいえる、いじめ問題に関係する事項ということでもあります。これらの問題に関しましては、教育委員会との意見交換を行う有意義な機会とできればと考えておりますので、よろしくお願いたします。
また、前回の会議まで、熱心なご議論をいただきありがとうございました。「亀山市教育大綱」につきましては、先ごろ庁内におきましてパブリックコメント案を策定いたしました。この場をお借りしまして、厚くお礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。
以上、簡単ではありますが、私からの挨拶とさせていただきます。

2. 亀山市いじめ問題対策連絡協議会の設置等について（協議）

事務局

それでは次に、「事項2 亀山市いじめ問題対策連絡協議会の設置等について（協議）」でございます。

この事項につきましては、教育委員会からの協議の要請事項となっており、資料1から5までの資料をご提出いただいております。教育委員会事務局より、ご説明をお願いします。

（資料に沿って説明）

- ・ 資料1 亀山市いじめ防止基本方針（H26.1.23 教育委員会）
- ・ 資料2 亀山市のいじめ防止等のための組織等
- ・ 資料3 亀山市いじめ防止等に係る組織関係図
- ・ 資料4 市内小中学校におけるいじめ認知件数の推移
- ・ 資料5 県内各市におけるいじめ問題関連組織の設置状況

今、説明をさせていただきましたが、本日、直接的に議事として要請をいただいている事項としましては、「亀山市いじめ問題対策連絡協議会の設置」についてでございます。

本日、ご協議いただくポイントといたしましては、2つございまして、市及び教育委員会でのいじめ問題に関連した3組織の設置に関する考え方と、その基になっている基本方針についてになるかと思えます。

1つ目の組織につきましては、それぞれの組織の役割分担、ひいては市と教育委員会のいじめ問題に関する役割分担の考え方に関することになると思えます。

もう1点についてでございますが、資料1でご説明いただいた「亀山市いじめ防止基本方針」につきましては、現在の教育委員会制度となる前の平成26年1月に教育委員会として策定いただいております。こうしたいじめ問題に関する基本的な考え方となる基本方針については、いじめ防止対策推進法により地方公共団体の努力義務となっており、大津市などの全国的な先進地においては、この基本理念を条例に定めている事例もございまして。県内では今のところそういった事例はないとのことではございますが、現在、教育委員会として策定いただいているこの方針を、市として策定する必要があるのか、また、こうした基本方針を条例化することなど、基本方針の位置付けに関する考え方について、将来的な見直しも含めて、ご協議いただく事項と考えております。

この他にも、一連の流れで説明をさせていただいておりますので、この2点については後ほど協議と考えておりますが、それ以外のことにつきまして、ご意見、ご協議いただくことがあれば挙手にてお知らせいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、まず、本日ご協議いただくポイントと考えております「いじめ関連組織」の設置について、発言のある方は、挙手にてお知らせください。

委員

いじめというのは、いつ、どこで起こるかわかりませんし、地方公共団体の規模に関係なく、横浜や大津の大きな都市でも起こっています。小さな規模の自治体でも起こり得ることですから、そういう意味では、いじめについて真摯に向かい合っていかなければならないと思えます。これまで市長の市民に対するいじめをなくすという強い姿勢を出していくべきという意見を申し上げたところです。このように条例化して、機関設置を図っていくことは、非常に大事なことであると思えますし、その中には、教育委員会サイドだけでは解決しない再調査委員会など、市長サイドの方も参画をいただくような場をつくるということですので、ぜひご協力いただいて、設置する方向でいってもらえればなと思っております。

事務局

設置については、当局としても必要であるという認識ではありませんが、所管の持ち方、3組織の設置についていかがでしょうか。

委員

今日、説明いただいたことに対しての異論についてはございません。進めていただければと思います。

事務局

特段、これの設置に向けての協議の中では、概ね了承ということによるのでしょうか。また、これ以外にお気づきの点があればご意見いただければと思います。

それでは、次の点に移りたいと思います。

いじめ防止基本方針についてでございます。これにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、法的には方針の策定が地方公共団体の努力義務となっております。県内には事例はありませんが、全国的な先進の事例では、条例化をしているところも見受けられます。市のほうでは、平成26年度に策定し、実践いただいているということであり、この場では将来的な検討も含め、その点をどのように整理する必要があるかについて議論をしていただければと思います。

例えば、事務側といたしましては、この方針が平成26年度にできたものであり、新しい教育委員会制度になる前に定めたものでございますので、総合教育会議の場や、市長と教育委員会がそれぞれの権限を踏まえた上で協力をしていく制度のものについては、盛り込まれていないという部分がございます。また、全国的な先進事例として条例化をしているところもあり、ただちに条例化することではないにしても、先々、新教育委員会制度を踏まえた位置付けなどにつきましても、今日いただいた意見を踏まえて、この先必要な措置を取って、検討していただければと思います。

何かご意見等あればいただければと思います。

委員

私の考えですが、いじめが起こるのは、単に相手との私的な関係だけで起こるのではなく、いじめの背景には様々なことがあり、学力や自己肯定感など、色々な問題に起因していじめにつながってきていると思います。いじめという一つの現象に現れたことだけではなく、もっと大きな教育や教育だけではないもっと大きなものかもしれませんが、大きな視点からいじめを考えていかなければいけないのだろうと思います。

そんな中で、亀山市は数年前に人権に関する条例を作られています。非常に大事なことだろうと思います。最近、新聞等を見ておきますと、障がい者の差別撤廃に関しては、個別法ができています。また、昨年は部落差別の撤廃のための法律もできて、障がい者差別、部落差別というような事象と捉えての対象別の法律ができつつあります。それが個別の条例化に向かっていく傾向にあるのではないかと思います。亀山市で人権条例を作って、人権の課題に対して、その中にいじめも入っているからよいということではなく、個別のものに向かって、対応していくことも大事なのではないかと思います。時代の流れはそうなっているのではないのでしょうか。

いじめ防止の基本方針も条例化した方がよいのかということに関しては、他の自治体の状況を見てということではよいと思います。ただちということではないですが、取りあえずは、いじめ防止基本方針を基に、亀山市のいじめをゼロにしていくという動きを取って、将来的にはそういうことも視野に入れて、やっていくという方向でよいのではないかと思います。アンテナを高く張っておかないと、本当に規模の大小に関わらず、どこで起こるかがわからない状況において、教育委員会、市長も含めて、後手に回ってはいけないという気もします。ですので、視野を広くもって動いていく必要があると思います。

事務局

将来的には条例化も視野に入れて検討していった方がよいのご意見をいただきました。現在のところ、全国的にも条例化している自治体は少ないですので、他の自治体の状況を見ながら検討していくということになるかと思えます。

他に何かご意見ございましたら、お願いしたいと思います。

教育長

事務局提案にもありましたが、資料1の基本方針の最後の8ページのエの再調査が、(ア)には亀山市長は必要があると認めるときは再調査を行うとあり、(イ)再調査は教育委員会が必要な組織を設置し、行うとありますが、(イ)の部分を「市長は・・・」というように修正等の余地はあるのでしょうか。

事務局

先ほど、副室長から説明をいたしました条例案であります。市長部局の方で、その庶務を執り行うということで考えております。基本方針のこの部分については整合させていきたいと考えております。

委員

条例化をする場合と、しない場合でどのように違うのでしょうか。条例化をすることで、レベルが上がって、いじめ防止について、明確な成果が出てくるかはわかりません。条例化をしている自治体は全国的にもほとんどないのとのこと。もしかすると、条例化することをちゅうちよしている自治体もあるかもしれません。

事務局

3つの組織につきましては、法に基づくもので条例化していくことです。委員がおっしゃられる、いじめ防止に関する条例については、理念の部分を条例化することになると思いますが、基本方針は、法では努力義務となっております。条例化をする際には、議会での議決が必要となり、議会を含めての市としての方向性を示すこととなります。

市長

今のご意見は大事なことであると思えますし、本質のところだと思えます。おそらく、国・県・市というような関係がある中では、国が法で定めた中で、各自治体は運用していけばよかったのかもしれませんが、しかし、各自治体独自で取り組んでいく、市の独自の責務で、亀山市独自のやり方を条例化しようということは、より強い意志と志を条例という形で、公式の議会の議決を取ることで、より重要度は高まります。主体的な思いを

持つという意義が大きいものになると思います。一方で、条例化したら、運用面で難しく、条例化せず、裁量権があった方が運用しやすいということもあるかもしれません。

委員

今まで、この基本方針があっても、協議会等がうまく機能してなかったということで、独自に色々話し合いの場をもって対応をしていたと思いますが、条例を作ったときに、柔軟な対応ができないかもしれないという不安も残ります。当然、条例を作ることは、非常に強いインパクトがあって、「亀山市はいじめをゼロにするんだ」という意気込みが伝わってすごくよいと思うのですが、条例を作るのであれば、その時、その時にベストに対応できるような形で作っていただきたいと思います。

この3つの組織については、協議会と検討委員会が教育委員会、再調査は市長部局とのことですが、新教育委員会制度になっておりますので、この再調査の際には市長部局をぜひ担当にしていいただければと思います。

教育長

設置条例につきましては、条例化していないから、全く機能をしていないわけではなく、類似組織で対応しており、これまで事案が発生しても、再調査までは至っていないというのが現状だと思います。

委員

私も条例化については、慎重な議論が必要で、これからしていくことになると思いますが、世の中の流れというのは、好むと好まざるに関わらず、情報公開も含めた透明化の流れに向かっていきます。行政側は、条例化ではなく、もう少し弾力性の運用ができる方がよいと考えますが、世の中の動きは、自分で好んでいなくても、条例化、透明化の方向へ向かっていくのではないかと思います。そういう意味では、やはり条例というのは、1つの大きなインパクトになりますので、視野に入れておかないといけないと思います。現在の基本方針が機能していくことが大事なことだと思いますので、当面は条例化しなくてもよいとは思いますが、視野を広げて検討していかなければいけないと思います。

委員

条例化することで、強い意志を示す、「いじめは許さないぞ」というものであれば、全国すべての自治体で条例化されないといけないと思います。現在、条例化している自治体はわずかだということですので、条例化できない理由があるのかもしれませんが。

事務局

ありがとうございます。早急に条例化することではなく、今後、条例化をする、しないということや、時期も含めて、必要な検討を行っていくということでよろしいでしょうか。

現在のいじめ防止対策推進法の中で、当然、保護者の責務、学校の教職員の責務、地方公共団体の責務などすべてが法で定めてあるところですので、市民の責務も含め、責務の部分について十分考えていく余地があるのではないかと思います。

本日、ポイントとして挙げておりました、3組織の設置、基本方針の扱いということにつきまして、まず1点目については、問題なしということで、事務局の説明のとおり進めてまいりたいと思います。それから、2つ目の基本方針の扱いについては、位置付け等、他市の状況、法律要請との整合も含め、今後、必要な見直し、検討を行っていききたいと思います。

3. 亀山市教育大綱（案）について（報告）

事務局

亀山市教育大綱（案）についての報告となります。

これにつきましては、前回までにご協議いただいております意見を踏まえまして、本日お配りしておりますのが、パブリックコメント（案）として整理をしたものでございます。このパブリックコメントにつきましては、2月13日から3月14日までの30日間を予定しておりますので、ご承知おきをしていただければと思います。本日は、時間の都合もございますので、説明は省略させていただきます。

4. その他

事務局

それでは、市長からの閉会のあいさつを持ちまして、本日の会議を終了させていただきたいと存じます。

市長

大変、お疲れ様でございました。いじめ問題に関する取り扱いについては、重要なテーマであろうと思います。今日のご議論も踏まえて、しっかりと対応させていただきたいと思います。条例化につきましては、少し取り扱いや検討をしてみたいと考えております。また、大綱はパブリックコメントを経て、正式に策定することとなりますが、しっかりと最終取りまとめをまいりたいと考えておりますので、ご理解よろしく願いいたします。皆さんのますますのご活躍を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。